

全国民闘連ニュース

第 5 2 号

1 9 9 1 年

2 月 1 日

年間購読料3千円

発行 民族差別と闘う連絡協議会 連絡 〒537 大阪市東成区東小橋3-20-11 近畿ビル3F8号 Tel: 06-972-1608
〒201 川崎市川崎区桜本1-8-22 Tel: 044-288-2997

■ 特集

■ 「在日」の戦後補償



「戦争はまだ終わっていない」1/31大阪地裁へ提訴後の記者会見 右から李仁夏民闘連代表、原告の鄭商根氏

■ ● 目次 ●

- P 2 最後の戦後処理としての在日旧植民地出身者の戦後補償 李仁夏
- P 4 清算されていない戦争—戦後責任を求める取り組みの現状— 金宣吉
- P 8 「在日」の戦後補償を求めるアピール 「在日」の戦後補償を求める会
- P10 松任市の差別落書 村田進
- P11 参政権裁判報告 他

最後の戦後処理としての 在日旧植民地出身者の戦後補償

李 仁夏 (全国民関連代表)

障害年金支給を求める

民関連が「在日旧植民地出身者に関する戦後補償及び人権保障法」案を、提言したのは、1988年、秋の全国交流集会の場であった。あれから2年余の時を送って、去る1月28日、かつての「皇軍」軍属であった、神奈川県在住の石成基氏が、戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく障害年金支給の適用を厚生省に求める申請書を県庁に提出した。同31日に、大阪の鄭商根氏は同じ主旨の申請を直接裁判に訴える手続きを大阪地方裁判所に提出した。それに合わせるように『「在日」の戦後補償を求める会』を筆者と田中宏氏二名を代表に、各界の18名の世話人によって発足させることになった。4月には、約300人の賛同人と幅広い支援会員を募ることになった。



埼玉県陳石一さん(から2組)

このままでは死ねない…

石成基氏と鄭商根氏は奇しくも、ほぼ同じ時期に、太平洋のマーシャル群島の島で飛行場建設などの労働に従事

していたところ、米軍の爆撃で、石氏は右腕の付け根から切断され、鄭氏もやはり右腕の肘から切断、左親指の機能障害、鼓膜穿孔による難聴という重傷を負った。

戦争による、このような犠牲が彼らに、過酷な運命をもたらした戦後、生存をかけての闘いに、その障害が、どれ程の重荷となったかは容易に想像できる。鄭氏は記者会見の席上、夜中にガバッと起き上がり、心に積るいきどおりを拳を壁にぶつけて振舞で過ごしてきたと表現し、人々の心を打った。

石氏は6年前、脳溢血で倒れ、左半身がマヒしている。利き腕の右腕が付け根からないので、バランスがとれないまま、寝たきりで入院中である。昨年夏、かれを見舞っての帰り、私の背中に向けて叫んだ声が、今も耳からはなれない。「先生、このままでは死に切れません」。

「在日」を排除する援護施策

彼等の心深く集積された“恨”は、戦争による犠牲によるのだろうか。そ

朴慶植「朝鮮人強制連 行の記録」未来社

れもあろうが、多くの場合予期せぬ苛酷な運命に対して、人間はそれに耐え、それを深いところで受け止め直し、そのハンディを克服する成熟度へと進んでいくものである。彼らはそのように立派に生きてこられた方たちである。

そうすると、かれらの心の奥底から湧き出る“怒り”、転じて、心に押し込められた“恨”は、どこからくるのだろうか。それは、日本国家の戦前・戦後、今日まで続く“差別”とそれに基づく理不尽な制度以外の何物でもないし、それをささえている日本社会の無関心さであることは確かである。

「内地」と「植民地」の差別はないと「一視同仁」の約束をした「天皇」の甘言を基に、強制的徴兵と徴用によって、生命を差し出した者たちの犠牲に対して、戦後の手厚

い援護政策からは一方的に国籍（戸籍法による）が違うと切られてしまうのである。日本は連合軍の占領が解かれるや、13種の法制度をつくり、今では年間約2兆円の国家予算をもって、戦死者の遺族や彼らのような戦傷病者等を援護している。あの湾岸戦争への日本の拠出金が巨額に見えるが、2兆

計約六〇〇万人が戦争にかり出された。

徴用労働	軍人	軍属
朝鮮国内 約450万人 日本に徴用 約100万人	約21万人	14万5,000人 (日本へ 7万人) 他へ7万5,000人)
死亡推定約6万人		約37万人 (復員 約22万人) 死・不明 約15万人)

一九三九—一九四五の概数

円に及ばないのである。海部首相が人道上自衛隊機を派遣するとの国会答弁に対して、石氏は自分たちのことは人道問題ではないのかと、鋭く問うている。

終わらない日本の戦後

旧植民地出身者の戦後補償がない限り、日本の戦後は終わらない。これは戦後処理の最後のものである。西独、米、カナダの戦後処理に国籍がネックになったことはない。日韓条約の請求権の項でも「在日」は除外され、未処理のままである。ましてや、憲法の前文にある、「世界の諸国民と共に」という方面からも、国際人権規約の批准国の立場からも、今、この時に、謝罪を伴う抜本的見直しを、

速やかに計らねばならない。それなしに、日本はアジアにおいて、あるいは世界において、平和的役割をはたすことは不可能である。何故ならば、当事者だけでなく、アジアの人々から信頼をかちとることができないからである。



神奈川県石成基さん(映)

清算されていない戦争

——戦後責任を求める取り組みの現状——

金宣吉 (神奈川県民闘連事務局長)

補償を求めて動き出す

戦後、日本は「朝鮮戦争」「ベトナム戦争」といったアジアの民衆の血の上で奇跡的な復興をとげ現在に至っている。

経済大国となった日本は、現在被爆者関係等を含めて16の戦争犠牲者援護法によって年間、約2兆円をかつての戦争の後始末に使っているのである。しかし、これらの援護は、原爆による被害者を除いてみな日本人のみを対象としている。結果として、かつて日本人とされた在日韓国・朝鮮人、台湾人を援護から排除しているのである。

戦後45年にして、石成基氏、鄭商根氏らの訴えにより、「在日」の援護法適用を求める運動が広がろうとしている。一方で、アジア各地で日本政府に対する戦後補償を求める動きが活発化している。

鹿島建設が「花岡事件」で謝罪

秋田県大館市の花岡鉦山の中国人強制連行・虐殺・虐待事件の被害者たち

終戦直前の昭和二十年六月、秋田県大館市の花岡鉦山の鹿島組(現・鹿島建設)作業所で強制労働させられていた中国人が虐待に抗議して決起、四百十八人が死んだ「花岡事件」で、鹿島建設に補償を求めて来日した耿諒さん(毛)ら生存者や遺族に謝罪を表明するとともに、補償問題や、大館市

遺族計七人と、会社側との初めての直接交渉が五日、東京・赤坂の鹿島建設本社で行われた。その結果、鹿島建設側は、同事件に関して企業としても責任のあることを認め、中国人生存者と遺族に謝罪を表明するとともに、補償問題や、大館市

と北京市に事件の記念館を建設することについて、会社側と生存者、遺族の代理人である日本人弁護士との間で、今後引き続き協議を続け、解決をめざすことになった。

交渉は午後三時から二時間、わたって行われ、鹿島

1990.7.6

読売新聞

は、1989年12月22日同鉦山を管轄していた鹿島建設(事件当時鹿島組)に対し、①謝罪②北京と大館での殉難烈士記念館の建設③受難者986人(殉難者遺族及び生存者)に対する

花岡事件

鹿島建設が謝罪

補償問題は継続協議

建設側からは村上光春副社長が出席、中国人生存者らを招請する会事務局長の田英夫参院議員らも同席した。

3万人に6百 億円を補償

台湾人元日本兵に

超党派国会議員による台湾戦没等問題議員懇談会の有馬元治会長は十九日の記者会見で、昨年暮れの六十三年度予算編成の際、決着した台湾人元日本兵への補償問題(戦没者への弔慰金、重度戦傷者に対する見舞金ともに二百万円)について、①今後、日本赤十字社と台湾紅十字会が支給事務を開始の支給対象は約三万人で、財源は約六百億円になるが、一回払いで六十三年度から支給②台湾側には金額に不満があると伝えられるが二月中旬訪台して、理解を求めたい―などと述べた。

1988.1.20
毎日新聞

1人500万円の賠償という3項目の補償を求める公開書簡を送った。

そして、田中宏愛知県立大学教授、新美隆弁護士を中心とする支援の結果、昨年7月5日、鹿島建設は共同発表という形で企業責任を認め、問題の解決をめざすことが確認されている。

ただその後、鹿島建設からの具体的な賠償はない。生存者の高齢化が進むなか一刻も早い賠償が望まれている。

台湾人元日本兵への補償

台湾の元日本軍人・軍属その遺族らの問題は当事者13人が1977年8月13日、日本政府に対し1人500万円の損害賠償を求め東京地裁に提訴、1982年同地裁は請求を棄却、その後1985年東京高裁の控訴棄却という動きを見せた。

しかし、東京高裁は判決文で「国は早急に補償措置をとれ」という異例の「付言」を付け、それを受けて、1988年、議員立法という形で「台湾住民戦没者遺族等に対する弔慰金法」が成立、1人200万円の弔慰金、見舞金が約3万人分、計600億円余りが



神奈川県でのセミナー

予算化された。

しかし、日本人と比べて不十分な金額、在日台湾人や中国に住む元軍人・軍属が法の適用を受けられない等、多くの問題を残している。

昨年10月には、「台湾住民、元日本兵及び遺族協会連合会」の代表25人が、郵政省、厚生省、総理府を訪ね見払い給与等の支払いを求める行動を起こしている。

韓国国内でも

韓国でも日本の植民統治時代の犠牲者、遺族らで組織する「太平洋戦争犠

「犠牲者遺族会」のメンバー22人が、昨年10月29日、日本政府に損害賠償義務の確認、公式謝罪、生死不明者の調査などを求める訴えを東京地裁に起こしている。

その他従軍慰安婦の実態調査を求め、韓国協会女性連合の尹栄愛さんらが、昨年来日するなど、かつての日本の侵略戦争が残したままになっている問題に対して清算を求める動きが相次いでいる。

在韓被爆者問題、サハリンの韓国人、朝鮮人問題も、長年にわたり話し合いが続けられているのはご周知の通りである。

これら戦時下の強制連行や旧日本軍の残虐行為に対して、賠償を要求する声は各地で高まり、インドネシア、マレーシア等アジア・太平洋地域全体へと波及しつつある。

「在日」の戦後補償をもとめる

「在日」をめぐる動きとして、石成基氏、鄭商根氏の他に、4月2日埼玉県在住の陳石一氏が障害年金支給を求めて厚生省に請求書を提出した。今後

「求める会」の運動の広がりとともにその数は増えるものと思われる。

また、戦後の「BC級裁判」で日本人同様に裁かれた、元「戦犯」軍属48人でつくる「元韓国出身戦犯者同進

強制連行の帰国時沈没

遺族会、補償要求へ

第二次世界大戦中、広島市内の三菱重工工業広島機械製作所(現広島製作所)に強制連行され、戦後に帰国船が遭難して死亡したとみられる人たちの遺族でつくる韓国の「三菱重工工業韓国人被爆者死没遺族会」(遺族会長、五十五人)が四日、ソウル市内で臨時総会を開き、賠償要求などを話し合う。日本弁護士連合会の委員もその直後に韓国入りし、本格的に徴用工行方不明問題の調査を始めることになった。

八年ぶりの総会は、四年後二時から、ソウル市のキリスト教会館で開かれる。盧大統領来日の際の海部首相の謝罪、強制連行者名簿調査の約束などを受け、一九七〇年代から同遺族会が三菱重工工業(本社・東京、相川賢太郎社長)に求めてきた賠償要求、徴用工名簿の公開、墓参団の招待などについて話し合う。

日弁連人権擁護委員会在韓被爆者問題委員長の高木健一弁護士が五日に渡韓し、遺族からの代理の話。当時、社としてできなかった。

る限りのことをしていると聞いている。同国との問題であり、一企業として対処すべきことではないと考える。

三菱重工工業広島製作所・機械製作所に朝鮮半島から強制連行された二千五百人から三千人の徴用工のうち、二百四十一人は一九四五年九月十五日、被爆直後の広島から鉄道で北九州市戸畑まで行き、枕崎台風前に帰国船に乗り込んだまま行方不明になった。この二週間前、内務省警理局長(当時)は、企業は強制連行者に必ず引継ぎをつけて釜山まで計画的に送り届けるよう命じた通牒(つうちよう)を出していた。遺族会は、七四年から数度にわたって補償金の支払いなどを求めている。

戦犯として(朝鮮人、台湾人も含む)容疑逮捕されたのは、25,000人以上、有罪となった者5,700人(うち984人死刑)

台湾人	計 173人	死刑 26人	絞首・銃殺刑で刑死
		有期刑 147人	
朝鮮人	計 148人	死刑 23人	同上刑死
		有期刑 125人	

内海愛子「朝鮮人BC級戦犯の記録」勁草書房

(148人のうち軍人3、通訳徴用16、監視員として集められた軍属129人)

会」が、昨年8月28日、海部首相宛に遺族や生存者に対する国家補償を求める要望書を提出している。要望内容は、生存者については逮捕日から釈放日まで一律5千円の補償②刑死者の遺族に一律5千円の補償となっている。

このBC級裁判では、戦争中の最高責任者であった天皇が戦後「日本の象徴」となった一方、かつて「天皇の赤子」として戦争に無理矢理狩り出された朝鮮人、台湾人が戦争責任をとらされたのである。

正義のための戦後補償

半世紀前の戦争は、世界の国を巻き込み、いまなお多くの問題を残している。戦勝国となった国も過去の誤りを清算しはじめた。

カナダ政府は1941年から1949年にかけて日系人に財産没収・強制収容といった人権侵害を行ったことに対し、現在1人2万1千ドルの補償を行っている。

アメリカも、1988年に日系人の強制収容への謝罪と補償を盛り込んだ「市民の自由法」を成立させ、昨年1

0月1人2万ドルの補償金の支払いが開始された。

かつての戦勝国が過去の償いを始めている時、日本は1988年シベリア強制抑留者に対する補償のために「平和祈念事業特別基金等に関する法律」を成立させた。この法律からも、日本国籍を持たないものは排除されているのである。

空襲被害者に対して何ら補償せず、かつての軍関係者のみその対象とする日本。これで、中東の戦争に対して、「人道的」という言葉をいくら使っても誰がそれを信じようか。

去年、アメリカが日系市民に対する補償の小切手を手渡す時、同封した手紙にあった「過去の過ちを完全に正すことはできないが、不正を認めることはできる」というコメントを思いつつ、正義に反する戦後処理と闘いたい。

「在日」の戦後補償を求めるアピール

20世紀も最後の10年に入り、日本でも「国際的貢献」がしばしば口にされ、自衛隊を海外に派遣する「国連平和協力法案」も登場しました。しかし、法案についての内外の批判、とりわけアジア各国の反応には、まことに厳しいものがあり、結局「廃案」となりました。批判の要点は、かつて日本が「自衛」を掲げてアジア各地で何をしたか、またその戦後処理ははどうかされてきたか、過去の歴史から十分に学んできたかどうか、などではなかったでしょうか。1990年5月の盧泰愚韓国大統領の来日も、いろいろな意味で「歴史の清算」の問題がいまなお残されていることを痛感させるものでした。

在日旧植民地出身者及びその子孫の地位処遇の改善、差別の撤廃など多くの課題が残っています。大統領来日の時に要請された「強制連行」の名簿調査さえ、誠意ある対応がなされているとはいえません。こうした中であって、今回、関東と関西で提訴される「在日」の戦後補償を求

める事例は、従来からまったく顧みられなかった問題です。「身体と心」に傷跡をもつ当事者にとっては、戦後ひとときも忘れることができなかったであろうことを思うと、心が痛みます。

日本政府は、米軍の占領を解かれるのを待つようにして、1952年4月1日以来、軍人、軍属、準軍属及びその遺族への「援護」を開始し、戦没者、戦傷病者、未帰還者、引揚者を中心に13の法律を次々と制定し、現在年間約2兆円の財政支出を行っています。しかし、朝鮮、台湾などの出身者については、まったく近い境遇にありながら「国籍」を口実に、これらの施策から排除してきました。日本・外務省の調査結果（1982年）によっても、米、英、仏、伊、西独のいずれもが、外国人元兵士等に自国民とほぼ同様の年金又は一時金を支給しています。

戦争犠牲者援護における「国籍」差別は、外交上の決着の故とするむきもありますが、果たしてそう考えていいのでしょうか。例えば、日韓

「在日」の戦後補償を求める会

●代表世話人●

李仁夏（民族差別と闘う連絡協議会代表） 田中宏（愛知県立大学教授）

●世話人●

飯沼二郎（京都大学名誉教授） 内海愛子（恵泉女学園大学教員） 江橋崇（法政大学教授） 大島渚（映画監督） 岡本愛彦（明星大学教授・映画監督） 姜在彦（花園大学教授） 川久保公夫（大阪経済法科大学学長） 木川田一郎（日本聖公会主座主教大阪教区） 金東勲（龍谷

請求権協定（１９６５年）には、「完全かつ最終的に解決された」とありますが、それは「在日」には「影響をおよぼさない」となっています。従って、「在日」は本国からも日本からも排除された「谷間の存在」になっているのです。台湾に関しては１９８８年の特別立法で戦没者、重度戦傷病者にだけは各２百万円の「弔慰（見舞）金」が支払われていますが、これとても「台湾在住者」に限られています。中国についても、相手方の「賠償放棄」に寄りかかっていいのでしょうか。

今日、「歴史の清算」は世界の潮流となりつつあります。例えば、米国とカナダは第２次大戦中の日系人強制収容問題について、４６年もたつ１９８８年、「謝罪と補償」を決断しました。ソ連でも、ペレストロイカのなかで、ポーランドの「カチンの森」事件や、日本人の「シベリヤ抑留」について、歴史の見直しを進め、４月に予定されるゴルバチョフ大統領の来日の際には、その名簿及び関連資料が日本側に手渡される

といわれています。

日本も対日平和条約で「戦争から生じ、又は戦争状態が存在したためにとられた行動から生じた」請求権を放棄しましたが、米、加、ソ連の行動は、他国のためではなく、みずからの正義の実現及び将来のためにとられたのではないのでしょうか。西独のワイツゼッカー大統領の「過去に眼を閉ざす者は、現在をも見ることができない」ということばを引用するまでもなく、いまこそ日本の「歴史認識」が問われています。

今回と同じ提訴がこれからも相次ぐことでしょう（数名はすでに準備中）。歴史に「時効」はありません。日本の「正義」のために、「在日」の戦後補償を求める運動に、心ある人々の共感、支持、支援を確信し、ここに広く訴えるものであります。

１９９１年１月３１日

（「在日」の戦後補償を求める会）

大学法学部長） 白柳誠一（カトリック東京大司教） 徐龍達（桃山学院大学教授） 鄭早苗（在日韓国・朝鮮人問題学習センター代表） 朴慶植（アジア問題研究所所長） 前島宗甫（日本キリスト教協議会総幹事） 武者小路公秀（明治学院大学教授・反差別国際運動事務局長） 和田春樹（東京大学教授）

●連絡先●

<関東> 神奈川民闘連

川崎市川崎区桜本 １－８－２２

☎ ０４４－２８８－２９９７

<関西> 大阪民闘連

大阪市東成区東小橋 ３－２０－１１

近畿ビル ３階 ８号

☎ ０６－９７２－１６０８

松任市（石川県）の差別落書

指紋押捺問題を考え学ぶ金沢市民の会
村田 進

金沢市の近くの松任市で、在日朝鮮人に対する差別落書きがあり、現在、松任市と松任の市民団体の間で交渉が行われています。

落書きが最初にあったのは、今年の六月中旬。松任市〇〇地区の電柱に、「〇〇ちゃんは きたちょうせんじん」との落書きが、〇〇さんのお母さんにより発見されます。続いて、八月中旬、自宅の塀に、「ちょうせんじんのいえ やくざのいえ ちょうせんぶらくからきたひと」という落書きが、隣家の人に発見されます。〇〇さんはこのまま放置するだけでは、問題は何の解決も見ないと考えるようになりますそして、二度とこのような差別事象が起きることがないように対策を考えてきました。一方、〇〇さんの周囲でも、この問題に関心を持つ人々の輪が徐々に広がってきました。

そんな中で、先生・僧侶などを中心に“松任在日韓国・朝鮮人の人権を考える会”が発足し、10月12日に松任市に対して要望書を提出しました。その内容は①差別落書きの事実確認②

事件に対する市当局の見解③今後の啓発活動の取り組みの3点です。これに対し、10月31日、市当局より文書による回答がありました。しかし、①の事実確認については10月25日、26日になされたものの、②③については、市当局としての反省や啓発活動の具体策を欠いたものでした。

そこで、現在まで三回、市当局との交渉が持たれました。啓発については「国や県が、在日韓国・朝鮮人を特に取り上げるのではなく、広く外国人一般の人権として啓発するように言っているので、在日韓国・朝鮮人について踏み込んだ内容のものは難しい。」として、行政としてやれる事の限界を強調しています。現在、啓発ビラや研修のなかみの話に入っていますが、依然としてこの点が問題となっています。

金沢の私たちの会としても松任の会にできる限り協力し、具体的な成果をあげるまでがんばりたいと思っています。今後どのような展開になるかわかりませんが、全国の皆さんのご注目をお願いします。

◆ ◆ ◆
北陸地方で運動の輪が広がっています。次回は福井での参政権裁判の報告をします。

＜地方参政権裁判＞

第2回公判(2/22)“憲法93条は住民の参政権を保障！”

昨年9月14日「人としての権利を主張する会」の金正圭(キム ジョンギュ)さんら11名は大阪地裁に「選挙人名簿不登録異議申立却下決定の取消請求」訴訟という形で地方選挙権裁判を提起した。

11月29日第1回公判で訴状の趣旨説明と原告代表の金さんが冒頭意見陳述を行った。

今回2月22日第2回公判では原告提出第一準備書面の趣旨——憲法上の定住外国人の権利・93条の住民参政

権保障・諸外国とくにスウェーデンの選挙権の実態などが陳述された。

その後、原告側の要請に応える形で裁判長から被告(大阪市・選管)に対し、次の2点の釈明を求めた。(1)原告は「選挙人でないから不適法」という趣旨は何か、原告適格がないのか、訴えの利益がないのか、(2)「選挙人でない」という選挙人の概念・根拠条文は何かと、その釈明(答弁)書面提出を命じた。

＜裁判日程＞ 傍聴をよろしくお願いします。

公務員採用裁判	第25回公判	5月20日午後1時30分～	神戸地裁203
地方参政権裁判	第3回公判	5月31日午前10時～	大阪地裁809
入居裁判	第14回公判	6月17日午後1時～	大阪地裁806
戦後補償裁判	初公判	5月28日午後10時20分～	大阪地裁808
教員採用裁判	第10回公判	6月12日午後1時10分～	福岡地裁301
指紋国賠訴訟	第8回公判	6月7日午前10時～	大阪地裁712

兵庫在日外国人保護者の会結成集会

兵庫県下には、約91,000人の在日外国人が住んでおり、そのうちの78% (71,000人)以上が在日韓国・朝鮮人です。そして、おおくの子どもたちが学校教育の場で民族の文化や言葉に接する機会がほとんどなく、いまだに日本社会に根強く残る偏見と差別によって自分の本名さえ名乗れない状況にあります。

そんな中でそれぞれの保護者が点在し、孤立し、思い悩みながらも語りあえる場がありませんでした。そこで、戦後46年目において初めて保護者の会を結成することになり、これを機会にそれぞれの思いを声にだして情報を交換し、励ましあい、交流を深めていくために結成集会を開きます。

一人でも多くの方のご参加をお待ちしております。

〈とき〉1991年5月19日(日)1時～

〈ところ〉神戸勤労会館 405・406号

〈参加費〉500円

〈記念講演〉鄭月順(チョン ウォルソン)さん〈川崎桜本保育園主任保母〉

テーマ「川崎と私」

主 催：兵庫在日外国人保護者の会

連絡先：李 鐘 順(イ ジョンスン)

☎0798-72-9778

第5回 大阪民関連総会

日時：1991年5月24日(金)

午後7時～9時

場所：部落解放センター第2研修室

(JR環状線芦原橋下車)

内容：1、スライドでたどるこの一年

2、1990年度活動総括案

1991年度活動方針案

3、質疑応答・採択

4、アピール「鄭商根さんの戦後補償裁判を支える会」他

第4回 神奈川民関連総会

日時：1991年5月26日(日)

午後2時～5時

場所：川崎市立労働会館第4会議室

内容：年度報告・記念講演

講師：内海愛子氏

『日本の戦後責任と戦後処理』

<お願い>

福岡県で取り組まれている教員採用「国籍条項」撤廃の判決を求める署名にご協力下さい。最終集約は6月末です。